

## 鳥取県告示第511号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町566	株式会社メディコープとっとりヘルパーステーションたんぼぼ	鳥取市末広温泉町203	平成21年2月1日
〃	〃	株式会社メディコープとっとりデイサービスほほえみ	鳥取市西品治593	平成22年7月5日
〃	〃	通所介護事業所虹の家おかじま	鳥取市南吉方一丁目46	平成23年5月2日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町566	株式会社メディコープとっとりヘルパーステーションたんぼぼ	鳥取市末広温泉町203	平成21年2月1日
〃	〃	株式会社メディコープとっとりデイサービスほほえみ	鳥取市西品治593	平成22年7月5日
〃	〃	通所介護事業所虹の家おかじま	鳥取市南吉方一丁目46	平成23年5月2日